

第1回 幹事会 議事内容

2022年4月19日

幹事長 飯島 奈絵

2022年4月19日（火） 12時～13時 堂島法律事務所会議室, Zoomミーティング

【議事の内容】

- 1 今年度執行部及び幹事の紹介
- 2 オブザーバー出席者を認めることの承認【決議】
- 3 入会の承認【決議】
- 4 年度中途入会につき正副幹事長会へ一任することの承認【決議】
- 5 会友の承認【決議】
- 6 幹事会の日程決定【決議】
- 7 幹事会ML設置の件
- 8 選考委員会
 - (1) 選考委員会の目的, 任務, 構成, 任期の紹介
 - (2) 幹事会から選出される委員の選任【決議】
 - (3) 第1回選考委員会の日程
- 9 各種委員会からの活動報告/政策, 広報, 研修, 親睦, 若手会
- 10 新人歓迎旅行について(報告)
- 11 幹事会の招集通知のWeb化について
- 12 大弁会務・日弁連理事会報告
- 13 春秋会報の配布, 広報活動について
- 14 その他各種行事の案内

以上

令和4年4月19日

2022年度正副幹事長及び委員長のご紹介

2022年度幹事長 飯島 奈絵

2022年度正副幹事長及び各委員会の委員長につきまして、次のとおりご紹介いたします。

(幹事長)

飯島 奈絵 (46期)

(副幹事長)

政策担当 松井 淑子 (51期)
研修担当 田積 祥子 (65期)
広報担当 西原 和彦 (55期)
親睦担当 西田 敦 (62期)
会計担当 渡部真樹子 (64期)
若手会担当 富井 和哉 (70期)

(委員長)

政策委員長 中島 宏治 (50期)
研修委員長 西念 京祐 (56期)
広報委員長 堀川 智子 (57期)
親睦委員長 宮下 泰彦 (61期)
若手会代表 堀 智弘 (66期)

2022年度 幹事 一覧表

修習期	氏名	修習期	氏名
11	小林つとむ	63	藤原智恵
12~17	久保井一匡	64	菰口高志
18~20	山下潔	64	原田隆之介
21~23	森野俊彦	65	両角麻子
24~26	中川秀三	65	竹内昭夫
27~29	木内道祥	66	堀智弘
30	早川光俊	66	守田恵
31	澤田隆	67	細田直人
32	的場俊介	67	安原邦博
33	河村利行	68	手代木啓
34	青本悦男	68	吉留慧
35	斉藤真行	69	高橋誉幸
36	松田繁三	69	中原大雄
37	池谷博行	70	小野隆大
38	横山精一	71	永井大稀
39	田島義久	71	永田順子
40	岩城穰	72	川村遼平
41	七尾聡	72	岩崎翔太
41	日高清司	73	有本喜英
42	峯本耕治	73	伊賀友介
43	谷英樹		
44	井上洋子		
45	中嶋弘		
46	島尾恵理		
47	薙井順子		
47	原野早知子		
48	岡本岳		
49	河野豊	全期	黒田愛
49	北岡弘章	全期	中島宏治
50	有村とく子	全期	宮下泰彦
51	尾崎一浩	全期	峯田和子
52	増田尚	全期	高江俊名
53	吹矢洋一	全期	岩本朗
54	井上耕史	全期	村瀬謙一
55	今春博	全期	荒木晋之介
55	飛岡恵美子	幹事長	飯島奈絵
56	植村弘樹	副幹事長	松井淑子
57	溝上絢子	副幹事長	西原和彦
57	堀川智子	副幹事長	西田敦
58	奥村昌裕	副幹事長	渡部真樹子
59	藤内健吉	副幹事長	田積祥子
60	河野雄介	副幹事長	富井和哉
60	小坂梨緑菜	副会長	黒田愛
60	佐々木章	総数	85
61	東尚吾	定足数	29
61	藤井恭子		
62	館康祐		
62	野矢伴岳		
62	福田美紀		
63	福崎浩		

6 4 期新入会員

番号	氏名	入会届	電話	ファックス	メールアドレス	メールアドレス・個人	事務所名	所属希望	備考
1	み 岬宏美	入会届あり	072-222-3120	072-222-3121	misaki@civil.or.jp		弁護士法人シヴィル法律事務所		谷英樹(43)他

6 5 期新入会員

番号	氏名	入会届	電話	ファックス	メールアドレス	メールアドレス・個人	事務所名	所属希望	備考
1	ふ 藤田雄功	入会届あり	06-6364-6411	06-6364-6410	fujita@kaneko-naka-law.com		金子・中・森本法律特許事務所		金子武嗣(25)他
2	や 安井祐一郎	入会届あり	06-6364-6411	06-6364-6410	yasui@kaneko-naka-law.com		金子・中・森本法律特許事務所		金子武嗣(25)他

6 6 期新入会員

番号	氏名	入会届	電話	ファックス	メールアドレス	メールアドレス・個人	事務所名	所属希望	備考
1	き 金星姫	入会届あり	06-6365-1132	06-6365-1256	kim@kitaosaka-law.gr.jp		北大阪法律事務所	広報委員会	細見茂(18)他

6 7 期新入会員

番号	氏名	入会届	電話	ファックス	メールアドレス	メールアドレス・個人	事務所名	所属希望	備考
1	い 板崎遼	入会届あり	06-6201-0361	06-6201-0362	ryo.itazaki@dojima.gr.jp		堂島法律事務所		福田健次(36)他

7 3 期新入会員

番号	氏名	入会届	電話	ファックス	メールアドレス	メールアドレス・個人	事務所名	所属希望	備考
1	ま 松村隆志	入会届あり	06-6364-3300	06-6364-3366	t-matsumura@iwakilaw.com		いわき総合法律事務所		岩城穰(40)他

7 4 期新入会員

番号	氏名	入会届	電話	ファックス	メールアドレス	メールアドレス・個人	事務所名	所属希望	備考
1									

春秋会 幹事長 殿

退 会 届 出 書

令和 4 年 2 月 25 日

今般、春秋会を退会致したく、本書をもってお届けします。

ふりがな
氏 名  い び
井 出 矢(登録番号  61289) (73 期)

【退会理由】

- 他の弁護士会への登録替えのため
 請求による弁護士登録取消のため
 その他

■春秋会の「会友」制度への加入 ① 希望する 2 希望しない

会友への加入を希望する場合、今後のご連絡先をご記入ください。

他会への登録替えの場合
 所属単位会 : 高知弁護士会
 所属事務所住所 : 高知県安芸市久世町9番20号 すまいるあき4F
 所属事務所名 : 法テラス安芸法律事務所
 電話番号 : 050-3383-0029
 FAX番号 : 0887-34-8532
 メールアドレス : houterasu99ti22026@sweet.ocn.ne.jp
 <それ以外の場合>
 住 所 : 〒
 電話番号 :
 FAX番号 :
 メールアドレス :

☆春秋会嘱託弁護士 小野宙 (〒530-0047 大阪市北区西天満5-15-18実業ビル3階 神田・奥野法律事務所)まで、原本郵送、または弁護士会レターケース投函によってご提出ください。

【会友制度のご案内】

会友制度は、次の事由によって春秋会の会員でなくなった方を対象に、春秋会や春秋会の会員との交流を図り、相互の親睦と研鑽を深めることを目的とする制度です。

- (1) ご自身の請求による弁護士登録取消し
 (2) 大阪弁護士会から他会への登録換え

会友となった方は、春秋会メーリングリスト「sj-net」への登録、研修・親睦行事への参加などができるようになります。

2022年度 春秋会 幹事会日程一覧

(いずれも正午開始 1時間程度, 完全オンライン開催 (Zoom ミーティング))

- ・ 4 / 19 (火)
- ・ 5 / 24 (火)
- ・ 6 / 21 (火)
- ・ 7 / 19 (火)
- ・ 8 / 23 (火)
- ・ 9 / 20 (火)
- ・ 10 / 18 (火)
- ・ 11 / 22 (火)
- ・ 12 / 20 (火)
- ・ 1 / 24 (火)
- ・ 2 / 21 (火)
- ・ 3 / 14 (火)

以上

－ 選考委員会規則 －

(任務)

第1条

選考委員会は、大阪弁護士会の会長、副会長、その他幹事会が必要と認めた役職（以下「役員」という）について、その役職に相応しい人材を送り出すために、総会へ推薦する候補者（以下、「推薦候補者」という）を公正に選考することを任務とする。

(構成・任期)

第2条

選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 1) 幹事長及び副幹事長
- 2) 前年度の3月総会で選任された委員
- 3) 幹事の中から幹事会の決議をもって選出された13名の委員

2 選考委員の任期は、前項1号及び2号については4月1日から、前項3号については選出された日から、いずれも翌年の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、2年度以上連続して選考委員を務めた者は、その翌年度に限り、選考委員となることはできない。ただし、第1項第1号の幹事長及び副幹事長として選考委員となる場合を除く。

- 4 第7条により、届出のあった者は、選考委員の資格を失う。

(委員の選任方法)

第3条

前条第1項第2号の委員（以下「総会選任委員」という。）は、本条に規定する投票によって候補者を選出したうえで、3月総会で選任する。

2 幹事長は、投票に先立ち、会員（幹事長を除く）を期の上から順に50名を目途として組分けし、名簿を作成する。ただし、1つの期が2組に分かれてはならない。

3 幹事長は、投票締切日を全会員に通知するとともに、前項の名簿と投票用紙を配布しなければならない。ただし、通知日と締切日の間は10日以上空けることを要する。

4 会員は、無記名投票により、自己が属する組の内から3名の不完全連記の方法で郵送により投票する。

5 開票は締切日から3日以内に幹事長が行い、各組ごとに得票の多い順に3名を、総会選任委員の候補者と定める。候補者を定めるにあたり、得票数が同一である場合は、幹事長の定める方法による抽選により決する。

6 幹事長は、3月総会において、総会選任委員の選任決議よりも前に、前5項によって定めた候補者を報告しなければならない。

(構成)

第4条

選考委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。

- 2 委員長は、幹事長が就任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に支障がある場合、副委員長の協議により副委員長のうち1名が委員長の職務を代行する。

(招集・議事進行)

第5条

委員長は、必要の都度、委員会を招集する。

- 2 委員長は委員会を代表し、委員会の議事を執り行う。

(委員会の決議方法)

第6条

選考委員は、他の選考委員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 選考委員会の決議は、本規則に特別の定めのない限り、選考委員の3分の2以上が出席し(前項の代理出席を含む。)、出席者の過半数をもって行う。

(届出の方法)

第7条

推薦候補者の選考を受けようとする会員は、希望する役職名及び自己の氏名、所属期、選考を受けたい旨を記載し、署名押印した文書により、委員長に届け出なければならない。

- 2 他の会員を推薦候補者として推薦する会員は、同人を含む5名の推薦者の署名押印した文書に役職名及び被推薦者の氏名、所属期、推薦をする旨を記載した文書により、被推薦者の承諾書を添えて、委員長に届け出なければならない。

- 3 選考委員会は、会員から照会のあった場合、届出期間中であっても、前2項による届出の有無と、届け出られた者の氏名を開示しなければならない。

(届出期間の決定)

第8条

選考委員会は、前条第1項及び第2項の届出期間を決定して、速やかに全会員に通知しなければならない。

- 2 前項の期間は、7日以上であることを要する。
- 3 届出は到達をもって発効するものとし、届出期間外の届出は選考の対象としない。

(選考の手続)

第9条

選考委員会は、第7条による届出のあった者(以下「選考対象者」という。)のみについて選考手続を開始する。

- 2 選考委員会は、選考対象者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。
- 3 前項の意見陳述については、会員に傍聴の機会を与えなければならない。
- 4 選考委員会は、意見書の提出、調査など選考のため必要があると考えられる手続を適

宜とることができる。

5 総会選任委員は、大阪弁護士会会長及び同副会長の推薦候補者の選考にあたり、第3条第2項の自己が属する組の各期幹事から意見を聴取し、各期の意見をできるだけ把握するように努めなければならない。

(推薦候補者の選考人数)

第10条

選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長の推薦候補者として、選考対象者の中から各1名を選考する。ただし、幹事会の付託があった場合、同副会長について複数名の推薦候補者を選考する。

2 選考委員会は、前項の他、幹事会から付託された役職及び人数につき、選考対象者の中から推薦候補者を選考する。

(選考方法)

第11条

大阪弁護士会会長の推薦候補者の選考は、投票期間を定めた上で、単記無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得票した者を選考する。

2 前項において過半数の得票者のない場合には、再度前項に基づく投票を行い、有効投票数の過半数を得票した者を推薦候補者とする。ただし、3名以上の届出者があるときには、再度の投票は、上位2名についてのみ行う。

3 前項による再度の投票によって、得票数が同数となった場合には、抽選等適正な手続によって選考する。

4 第1項の選考において、選考対象者が1名の場合、出席委員の3分の2以上の賛成があれば、無記名投票以外の簡易な方法で決定することができる。

5 大阪弁護士会副会長の推薦候補者として1名を選考する場合の選考は、前4項の方法による。

6 大阪弁護士会副会長の推薦候補者を複数名選考する場合並びに同会長及び同副会長以外の役職の推薦候補者を選考する場合には、適宜、適正な選考方法をとる。

(直接選挙)

第12条

選考委員の過半数が本人出席し、その3分の2以上の多数の決議があれば、推薦候補者の選出方法を直接選挙にすることができる。

2 直接選挙は、別に定める直接選挙規則に従って行う。

(再度の選考)

第13条

選考委員会の選考によって推薦候補者となった者が、辞退又は事故等により、選考対象の役員に就任できないことが明らかになった場合は、選考委員会は、第6条ないし前条の手続により、新たな推薦候補者を選考する。この場合、第8条に規定する期間を短縮するこ

とができる。

2 選考手続の終了の如何にかかわらず、特別の事情がある場合は、選考委員会の決議により、推薦候補者の増員をすることができる。この場合の推薦候補者の選考手続は、前項の例による。

(選挙運動)

第 14 条

全ての会員は、推薦候補者の選考につき、以下を除き、選挙運動をすることができない。ただし、選考委員会が大阪弁護士会選挙規程に違反しない限度で決議した場合は、この限りでない。

- 1) 第 7 条 2 項の推薦に必要な行為
- 2) 第 9 条 2 項に基づく意見陳述
- 3) 第 9 条 4 項に基づく意見書の提出
- 4) 若手会による意見交換のための会合の開催及び当該会合における選考を受けようとする者が行う意見発表
- 5) 選考委員会の求めに基づく同期又は複数期の会員による意見交換のための会合の開催及び当該会合における選考を受けようとする者が行う意見発表

2 選考委員会は、前項各号に掲げる事項の実施に関し、選挙の公正を保つための条件を定めることができる。

(将来の役員に関する討議)

第 15 条 選考委員会は、将来の役員について、その役職に相応しい人材を送り出すために討議し、幹事長ないし次期選考委員会にその討議の経過を申し送ることができる。

2020年3月27日 改正

令和4年4月19日

幹事会選任選考委員候補者名簿

2022年度幹事長 飯島奈絵

(敬称略・期順・五十音順)

村瀬 謙一 (48期)

中島 宏治 (50期)

西原 和彦 (55期)

堀川 智子 (57期)

溝上 絢子 (57期)

峯田 和子 (57期)

荒木 晋之介 (61期)

宮下 泰彦 (61期)

西田 敦 (62期)

渡部 真樹子 (64期)

田積 祥子 (65期)

堀 智弘 (66期)

富井 和哉 (70期)

以上, 13名

2022年度 春秋会 選考委員会日程一覧
(ハイブリッド開催 (弁護士会館+Zoom ミーティング))

- ・第1回 5/23 (月) 正午～午後1時 1205号会議室+Zoomミーティング
- ・第2回 7/22 (金) 正午～午後1時 920号会議室+Zoomミーティング
- ・第3回 8/23 (火) 午後1時～2時 1205号会議室+Zoomミーティング

以上

春秋会政策委員会（第1回）

2022年4月13日

政策委員長 中島宏治

1 参加者自己紹介

飯島、松井、林、村瀬、高江、由良、中島から一言

2 政策委員会2021年報告

①意見交換会「先輩会員と若手会員の意見交換会—ちょっと言いたいねんけど—」

先輩会員：福田健次会員、黒田愛会員

7月12日17時～ 参加者：45名

7月21日12時～ 参加者：35名 いずれもZOOM開催

②政策シンポジウム「広報で もっとつながる 弁護士会

—アピールちょっと 足らんのちがう？—

9月22日18時～ 大阪弁護士会1203&ZOOM

パネリスト： 高橋司弁護士（広報室室長）

水野晶子（フリーアナウンサー・朗読家）

蝶野弘治弁護士（遺言・相続センター運営委員長）

コーディネーター： 黒田愛会員

③政策シンポジウム「人権で もっとつながる 弁護士会

—新たな視点で やってみようよ—

11月11日18時～ 大阪弁護士会1203&ZOOM

パネリスト： 大橋さゆり弁護士（外国人に関する法的サービス推進PT：法友）

山浦美紀弁護士（経営法曹会議会員：一水）

大畑亮祐弁護士（子どもの権利委員会委員：五月）

繁松祐行会員（災害復興支援委員会委員・大阪アスベスト弁護団）

黒田愛会員（国際委員会ハーグ条約問題検討PT委員）

コーディネーター： 福田健次会員

3 政策委員会2022年活動について

① テーマ案

・ひまわり関連の企画

・「弁護士が出かけていく」取り組み

例えば、山口会長の時のアウトリーチ事業、ひまわりが早くから電話相談、出張相談などを導入していたことなど。

・「相談のしかた」「業務のしかた」の変化

都市部に事務所を構えなくても業務が行えるようになった（郊外型事務所、ウェブ相談、裁判所のウェブ会議導入など）

・法律援助事業の今後

ただし、岩本副会長の時に取り組みがあった

・弁護士会がやっている業務改革の取り組み

中小企業センター、信託、社外取締役候補者など。

弁護士会が取り組んでいるけどあまり知られていないので、勉強する意味はある。

・業務拡大の一環で自治体との連携もある。

IT発展により自治体の垣根を超えた活動が可能になったことも関連

・厚生労働省が高齢者等に限らず地域の包括的支援に取り組み予算化する動きあり

ひまわりだけでなく、生活困窮者問題など広くカバーされる

成年後見制度促進法の紹介も可能

・川下会長の時に、法テラス事務所と通常事件の取り扱い、アウトリーチ、自治体との連携など議論されたので、その時の資料も参考になる。

・ウェブ相談の関係では受任時の面談など職務基本規程の関係もあり、時代に合わせたやり方の模索という観点もある。

・弁護士会の最近の課題でいうと、情報セキュリティ問題と対応義務化が課題となっている。5月24日常議員で会の意見を議論するので、その前に意見交換会を持つてはどうか。

⇒ 情報セキュリティ問題は、事前準備しなくても意見交換会開催可能、次回政策委員会を予定していた5月12日（木）12～13時にオンラインで開催決定。12時～12時50分まで意見交換会、残り10分ほど政策委員会を開催（時間ある方に残ってもらう）。

⇒ その他のシンポジウムは、1つないし2つの企画案を、上記意見をもとに次回までに中島がまとめてくる。

② 開催時期・準備スケジュール

⇒ 以下の選考委員会の様子を見ながらシンポジウムは9月以降を検討する。

参考：副会長推薦の選考委員会

第1回 5月23日（月）11時

第2回 7月22日（金）12時

第3回 8月23日（火）13時

4 予算案について

参考：2021年度 200万円（執行31万3352円）

内訳：意見交換会費用 26万円

（3回分（通信費／資料作成6万円、講師謝礼10万円、会議室10万円）

政策シンポ実施費用 174万円

(年1回(11月頃実施)通信費/資料作成費14万円、講師謝礼交通費
20万円、会議室10万円、反訳費用10万円、報告書作成120万円)

⇒ 2021年度は報告書予算が計上されていたため多くの予算を確保したが、2022年度はそこまで不要。

⇒ 全体として100万円で決定。内訳は中島一任。

5 政策委員会メンバーについて

- ・退会希望者 甲斐一真さん(梅ヶ枝中央)、西原和彦さん(本町国際総合)、
倉橋香緒莉さん(天満)、恋田剛さん(梅ヶ枝中央)、山口昌之さん(山口)、
藤原智絵さん(山口)
- ・入会者 松尾洋輔さん(堂島)
メーリングリストに松井淑子さん(政策委員担当副幹事長)を入れる。
- ・今後は実働メンバーを募る。

6 今後の政策委員会の日程

⇒以下で決定 いずれも12時~13時@ZOOM

5月12日(木)	6月15日(水)	7月13日(水)
8月10日(水)	9月14日(水)	10月12日(水)
11月16日(水)	12月14日(水)	1月11日(水)
2月15日(水)	3月8日(水)	

以上

2022年4月

春秋会会員各位

幹事長 飯島奈絵
政策委員長 中島宏治

このまま通して大丈夫???

日弁連 情報セキュリティ規程案 勉強会

早ければ6月の日弁連総会に情報セキュリティ規程案が議案上程されます。

事件記録中の秘密やプライバシーの漏洩防止のため、電子データの取扱、保管方法等につき、2013年に日弁連は弁護士情報セキュリティガイドライン（2019年改訂）を作成しました。これが規程化されます。

ガイドラインが規程化されるとその違反は懲戒理由となりえます。

確かに、電子データで弁護士へ提供された検察官請求証拠が流出してしまうと取り返しのつかない事態になります。

しかしながら、それを防止するための方策について、すべての弁護士に知識があるわけではありません。先の意見照会にあたって、一般的な小規模の法律事務所として求められるモデルとなる内容は示されていませんでした。

規程案について、

- ・ 対象が広範かつ不明確ではないか、
 - ・ 勤務弁護士の立場では事務所の枠組みに従うしかないのではないか、
 - ・ 複数事務所間で情報共有するときの規律はどうなるのか
- 等、様々な問題がありそうです。

オンライン利用なくして仕事はなしえない現在、規定内容・論点を知り、検討する機会を設けることとしました。ランチタイムに完全オンライン開催します。遅刻、早退、移動中の耳だけ参加も可能です。お気軽にご参加ください

- ・ 日時 5月12日 12時～13時
- ・ <https://us02web.zoom.us/meeting/register/tZcodeGorz0jGN0kfO8qU53VLMvy3XGv58F>
上記リンクに登録し、ご参加ください（検討会開始後も登録・入室可能です）

お問い合わせ先： 中島 宏治（TEL 06-6944-1271）

2022年度第1回幹事会報告（広報委員会）

2022年4月18日

広報委員長 堀川 智子

1 広報委員会の活動概要

- (1) 会報発行（年2回）
 - ・会員間の求心力の維持及び対外広報として
 - ・2018年度に秋号電子化（試行実施）
 - ・2020年度から通年電子化実現
- (2) 会員向けニュースレター（電子版）発行（毎月）
 - ・会員への情報発信強化
 - ・2020年度から発行
- (3) HP編集（年度初め及び随時）
- (4) メーリスアドバイザー運営
 - ・新入・若手会員へのサポートとして、直接書込みにくい質問や意見を匿名化して春秋会MLへ投稿するという便利な仕組み（メーリスアドバイザー）を作り、運営
- (5) その他
 - ・委員会開催（毎月）
 - ・委員会ML等利用しての情報共有及び意見交換（随時）

2 2022年度広報委員の紹介

担当副幹事長西原和彦（55期）

委員長堀川智子（57期）、副委員長広瀬元太郎（60期）、
有村とく子（50期）、中森俊久（55期）、山口昌之（58期）、
浦寛幸（59期）、柳勝久（61期）、木場晶子（67期）、
田村瞳（67期）、板崎遼（67期）、吉留慧（68期）、
高一成（69期）、根本俊太郎（70）、佐久間ひろみ（71期）、
足立敦史（71期）、河野哲平（71期）、才木晴幹（72期）、
久井大輝（73期）

3 2022年度活動予定

- (1) 会報（電子版）発行（年2回）
- (2) 会員向けニュースレター（電子版）発行（毎月）
- (3) HP編集

- (4) メーリスアドバイザー運営
- (5) 広報委員会の活動のあり方及び予算についての提言など

4 2022年度活動報告（4月1日から4月18日まで）

- (1) ニュースレター4月号発行（4月1日）、全14頁
- (2) HP更新
 - ・2022.4.1「ご報告」に「春秋会ニュースレター2022.4」掲載
 - ・2022.4.1「お知らせ」に「春秋会の入会方法について」掲載
 - ・その他、ホームページ及びご挨拶（執行部就任のご挨拶）の更新
- (3) 第1回広報委員会（4月8日実施）ハイブリッド方式
 - ・ニュースレター（NL）5、6月号発行準備
 - ・NL新企画検討
 - ・NL上半期担当決め
 - ・5月2日新入会員への委員会説明会（配付資料検討／説明員）
 - ・人事案件（委員会細則第3条により副委員長指名：広瀬）
 - ・2022年度予算要望〈継続審議〉
 - ・会報秋号 企画内容・作業スケジュール〈継続審議〉
 - ・次回委員会予定（5月13日）
- (4) 委員会MLその他を利用しての情報共有及び意見交換
 - ・行事及び活動予定について
 - ・委員会活動（特に年2回の会報発行）のあり方について
会報は、会員への情報発信のみならず、組織の運営維持や対外広報としての意義を有し、会の政策判断にも関わるものであるが、その発行業務の多くが若手の広報委員によるアンペイドワークに支えられている現状及び隠れたコスト分析等。

5 参考資料

- (1) 会報電子化PT 答申書（2020年5月22日付け）
- (2) 広報委員会活動報告（2022年3月29日付け）3月総会資料
- (3) 会報発行にかかる隠れたコスト分析

以上

答 申 書

2020年（令和2年）5月22日

会報電子化 PT

会報電子化 PT 構成メンバー

青木佳史，有村とく子，岩城裕，岩田和久，浦寛幸，岡本大典，久保井一匡，
小橋るり，徳井義幸，豊川義明，中井洋恵，濱田雄久，平野恵稔，広瀬元太郎，森
下弘，山西美明，吉田之計（敬称略・あいうえお順）

第1 はじめに

春秋会は、会報「春秋」を毎年2回（春号と秋号）発行してきた¹。会報は、春秋会員間の求心力の維持、他会派の会員や裁判所など大阪弁護士会以外の組織に向けての広報という高い意義を有している。他方で、印刷や配布にはコストや労力の負担という問題があり、また紙資源の無駄という観点も無視できないところであった。

このため2018年度から、ひとまず秋号について、会報電子化、すなわち紙媒体（冊子）での発行部数を大幅に減らし、春秋会のホームページに電子書籍として掲載し、さらに会報の URL やパスワードを記載した一枚物の案内チラシを弁護士会の全会員に配布することを試行として始めたものである。

2019年12月、この会報の電子書籍化についての検討プロジェクトチームが立ち上がり、下記第3のとおり関連事項を検討するとともに、第4記載の通りアンケートを実施した。

これらを総合して意見をまとめた。

第2 答申の概要

答申の概要は以下のとおりである。

- 1 会報電子化のメリットは大きく、秋号・春号ともに電子化するべきである。
- 2 ただし電子化に対応困難な弁護士や弁護士外の主体への広報を考慮し、当面、電子化のうえで一部紙媒体を発行する方式を採用すべきである。
- 3 2～3年程度、この2の方式を前提に、電子化に伴う紙媒体の必要部数の把握、その場合の費用削減効果、さらに広報効果、電子化の具体的な手法等を検証し、中期

¹春秋会報のうち、春号は、新年度の大阪弁護士会役員に就任する会員の紹介と応援メッセージ集を中心に、新入会員の自己紹介・他己紹介記事や各委員会主催の催しの報告記事やトピックとなる話題が掲載されている。秋号には、新役員による弁護士会活動の報告をはじめとして、弁護士40周年・10周年を迎えた会員の振り返り記事や会員の弁護団事件の活動報告等が特集記事として掲載されている。

的に見て採用すべき具体的な方法を確定していくべきである。

4 紙媒体を完全に無くしていくかどうかについては、今回の答申の対象とせず、将来の課題としてあらためて検討の機会がもたれるべきである。

第3 PTにおける検討事項とその結果

1 序

PTにおいては、電子化を行う上で考慮すべき視点について多角的に検討し分析を行った。これらの視点は、電子化のメリットデメリットそのものに関する点だけでなく、前提問題や、派生する点をも含むものである。

その結果は以下のとおりである（必要な範囲でアンケート回答との関連性についても触れている）。

2 前提問題

(1) 電子化試行を始めた2019秋号の紙媒体の配布

電子化の試行を始めた2019年秋号のうち、大阪弁護士会1階レターケース投函以外の方法により配布した紙媒体の内訳は以下のとおりである。

合計192冊 ・大阪弁護士会20冊 ・堺に事務所を置く会員用配布（法律相談センター）21冊 ・岸和田に事務所を置く会員用配布（法律相談センター）10冊 ・大阪地裁55冊 ・大阪高裁2冊 ・司法記者クラブ13冊 ・近弁連の他の5会、合計15冊 ・大阪地裁堺支部25冊 ・大阪地裁岸和田支部10冊 ・大阪家裁10冊 ・大阪高検1冊 ・大阪地検10冊）。

(2) レターケース

大阪弁護士会のレターケースは会員増加に伴い限界が近づいているといわれており、早晩、少なくとも現在のような使用法はできなくなり、さらに将来的に廃止される可能性が存在する。その場合、紙媒体配付に支障が生じることとなる（郵送については郵送料を考える必要がある）。

3 主に電子化のメリットについての視点

(1) コスト削減効果（秋号・春号の両方を電子化した場合）

春秋号双方とも紙媒体で発行していた年度のうち、

2016年度は年間5,203,440円

2017年度は年間4,111,484円

のコストが必要となっていた。

これに対して、秋号のみ試験的に電子化し、紙媒体を希望者のみ配布した2018年度は年間3,777,408円であり、2019年度は3,303,156円であった。

詳細は以下のとおりである。

年度	会全体決算 (円)	広報誌費用 (円)	号	金額内訳 (円)	備考			
					媒体	頁数	冊子印刷数	その他
2016	12,845,423	5,203,440	秋	1,710,720	冊子	64	4,500	
			春	3,492,720	冊子	144	4,620	
2017	11,781,985	4,111,484	秋	1,867,968	冊子	88	4,600	
			春	2,213,136	冊子	108	4,700	
2018	11,921,315	3,777,408	秋	1,087,264	冊子・電子	70	220	チラシ4,500部, HP費用
			春	2,690,144	冊子	128	4,790	
2019	10,295,612	3,303,156	秋	1,349,556	冊子・電子	80	240	チラシ4,650部, HP費用
			春	1,953,600	冊子	88	4,800	

(注) 2019年度決算額については、新人旅行分180万円を執行していないため、仮に執行したとしての想定額を記載した。

秋号・春号の両方を電子化し、裁判所等外部用及び紙媒体での会報を希望される方に各250部程度印刷すると仮定した場合、想定される費用の削減の効果は以下のように想定される。

まず春号は秋号より一般に頁数も多く、また、新人弁護士登録のため弁護士会員数が9月時より翌年3月時の方が多いため、秋号よりも春号の方が、印刷コストが増える傾向にあると考えられる。このため印刷数削減によるコストカットは秋号よりも春号の方が大きい。ただ、印刷費は段組を行う時点で発生すること、大量に印刷するとディスカウントを受けられることから、部数を減らせばその分比例的に減るわけではない。

また印刷と電子化双方を行うとすれば、限定された部数の紙媒体の印刷に必要な費用と、電子化するために必要な費用の双方が必要ということになり、このコスト面の効果は大きくないことになる。

全体として、秋春双方電子化により、上記の2016年、2017年記載の程度の費用が、年間80万円から100万円程度削減できるものと考えられる。

(2) 環境資源について

近時、環境保全に関する意識が高まっており、この中で身近に行うことができる工夫の一つに、紙資源の節約という観点がある。電子化は言うまでもなく、この点に大きく資するものである。特に、実際に事務所内においては春秋会発行のものを含めて各会派の会報の相当量が廃棄されているはずであり、紙資源の節約という観点は非常に重要である。

なお、PTにおいて、広報委員会の協力を得て、2019年度春号について、レターケースを利用した配付の後の会報の扱いについて観察したところ、限定された範囲ではあるが、相当多くの部数が、そもそも事務所に持ち帰られることすらなく廃棄されていることが確認された。

(3) カラーでの発行

冊子版の会報については、コストとの関係上、表紙のみフルカラーとなり、本文は白黒となっており写真が掲載されても同様である。他方、電子書籍については、フルカラーであってもコストはかわらないので、写真やイラストなども含め、フルカラーとなる。

(4) 保存・検索

電子化が進むと、各事務所における会報の保存のスペースが不必要になるというメリットが発生する。

なおアンケートの中には電子化すれば後になって読み返す（検索）という点でも大きなメリットが発生するといえるという意見がある。もっともであるが、後記の通り平成30年度では電子化を前提としても長期間閲覧可能な形としておらず（誰でもウェブで閲覧でき保存も可能とすることについて、内容との関係で微妙な問題があると考えられたからである。詳細は後述）、この趣旨を重視するのであれば電子化の具体的な在り方を考える必要がある。

(5) 配付等の労力負担について

紙媒体の場合、広報委員会や執行部が冊子をレターケースに入れる作業を行っており、相当の労力負担となる。

電子化後もチラシをレターケースに入れるのであれば、この手間がなくなるわけではない。ただ実際にレターケース入れの作業を考えたとき、チラシ1枚と、最大130頁前後（春号の場合は特に頁数が秋号より増える傾向にある）に及ぶ冊子では、1度に持つことができる数が圧倒的に違い、配布者の暫定的な置き場との往復回数も異なる。

また、配布だけでなく各法律事務所の者がレターケースから事務所へ運ぶ手間も相当異なると考えられる。

4 主に電子化についての消極意見または慎重な立場からの視点

(1) 広報効果の低下

電子化すると会報に目を通さなくなるという意見がある。URLを記載したチラシを配布してはいるが、あえて会報を見るためにそのURLを訪れる者は多くなく、実際に紙で配られるのと比較すれば目に触れるまでの容易性が異なり、結果として相当広報効果が劣るとする視点である。

また特に裁判所等の弁護士会の外の主体については、チラシの広報効果はさらに低く、当面紙媒体を送るよりほかないという意見も聞かれるところである。

この点は、うなずけるところである。

他方で、電子化すればむしろPCやタブレット等により、移動中や待機中の空き時

間などでも読めるようになるという意見があり、またチラシなど他の会派のMLなどにURLを流してもらうように依頼すれば、ワンクリックで当該サイトを訪れる状況を作ることができるという意見がある。

いずれにしてもこの点は今後の検証を必要とするものと考えられる。

(2) 電子化に対応できない会員への配慮が必要

後記記載のアンケートの1番の問いに対して、4理由や自由記載欄の中に、「電子化に十分対応できていない会員に対する配慮が必要」という意見が相当数みられた。「希望者のみ冊子を配布するのであれば（電子化に）賛成」という意見が4分の1に及んだのも、この発想が背景にあると思われる。

他方で、対応できない会員は単純に事務局等にプリントアウトを頼めばよいのではないかという指摘がある。

全体として、これらの意見は、電子化に対してそもそも反対というよりも、紙媒体を一定数残すことなどの工夫が必要であるということ、または将来的に電子化になるとしても、少し時間をかけて検討すべきという意見に集約されるようにも考えられるが、いずれにせよ無視できないところである。

(3) 役員応援号（春号）の広報効果低下

春号は役員の応援号であるという観点から、春号は紙媒体とすべきという意見がある。アンケートの自由記載欄にもこの点の記載が見受けられた。

上記（1）の広報効果と関係するところであるが、次年度の役員となる者を広く紹介する意義は大きいのであり、広報効果の低下を避ける意義は春号においては特に顕著という考え方である。この点は後述6（1）で検討する。

5 電子化された会報の公開期間及び公開範囲

(1) 現在の電子会報の公開方法

試験的に電子化されている秋号は、平成30年度は発行後1か月のみ配布チラシのパスワードを入れると自由に閲覧できる状態とし、その後の閲覧には別のパスワード入力を求める設定となっており、パスワードは春秋会員にのみ通知されている。

平成31年度については、配布チラシのパスワードのみとなっており、現在、平成30年度と平成31年度の秋号は、平成31年度に配布されたチラシのパスワードを入れることにより閲覧可能な状態である（配布チラシは現在、春秋会HPの公開ページにも掲載されている。）。

今後、この設定を変更すべきか否かは、今後の検討課題である。さまざまな設定があり得るところであるが、いくつかの設定につき、論点を整理しておく。

(2) 制限をかけず自由に閲覧できる公開方法

まず、制限を設けず半永久的に自由に閲覧できる設定が考えられる。紙資源の節約と閲覧の利便性という電子化のメリットを最大限発揮できる設定であり、アンケートにおいてもこうした設定を前提とした回答がみられた。

一方、会報には会員の独立、結婚、出産といった記事もあり、こうしたプライベートな情報を担当事件の相手方本人等が取得するリスク(プライベート記事リスク)を、当該会員が半永久的に負うことにもなる。一定期間経過後にプライベートな記事のみ削除することも考えられるが、削除対象とする基準を明確に作成できるのかといった疑問や、削除する作業の負担といったデメリットがある。

(3) 春秋会員以外に対する公開期間を制限する方法

次に、公開期間を設定し、その公開期間以降は、春秋会員のみが閲覧できるようにパスワード設定等を行うことが考えられる。

この場合、上記のプライベート記事リスクは相当程度減少する。ただし、パスワードさえ入手すれば誰でも閲覧できるため、リスクがなくなるわけではない。

また、他会派の会員等パスワードを通知されない人物が過去の記事に興味を持ってくても、読んでもらえないというデメリットがある。

(4) 全員に対して公開期間を制限する方法

さらに進んで、一定期間経過後には一切公開しないという設定も考えられる。この場合、プライベート記事リスクはほぼ回避できる。

一方、閲覧の利便性という電子化のメリットは、相当程度失われる。

(5) データ形式について

その他、アンケート結果では、データ形式についての要望もあった。現在はHTML5版で公開されており、データのダウンロードはできないが、これをダウンロード可能なpdf形式にしてほしいというものである。

pdf形式にすれば、一度ダウンロードしておくことで以降はインターネット接続せず閲覧できるため利便性は高まるが、一方で上記のプライベート記事リスクは高まることとなる。この点も、議論の対象であろう。

6 その他検討すべき視点

(1) 秋号と春号の区別の必要性

電子化を進めるとしても、春号と秋号と全く同じと考えるべきか、特に春号については慎重に考えるべきか、という観点がある。

アンケートの中には、春号は紙媒体とすべきという意見があり、自由記載欄の中には、

その理由は、春号は役員の応援号であるという観点があると指摘する強い意見があった。役員の応援号の中には会長の応援号もあり、また他の会派から応援メッセージが寄せられる場合がある。現時点でまだ紙媒体が一般的な中で、一気に電子化することについて慎重に考えるという観点である。

しかし全体の中では少数にとどまった。

なお役員の応援を考えるとした場合、電子化の際に配布する予定のチラシについて、役員の紹介を載せたうえでウェブに導くなどの工夫も可能という考え方もありうることも含めて検討する必要があるが、この点は今後の検証を必要とするものと考えられる。

(2) 「希望者に紙で配る」という方法の具体的なあり方

後記アンケートでは希望者に紙で配るという意見が相当数に上る。この「希望者」については、春秋会内に限るのか、他の会派からも希望を取るのか、希望者の確認にどの程度の労力をかけるか、どの程度の数を考えるのかといった観点を考える必要がある。また、コスト削減効果との兼ね合いを考える必要がある。この点は今後の検証を必要とするものと考えられる。

(3) そもそも会報は読まれているのか

PT の議論の中では、そもそも会報があまり読まれていないのであれば、電子化の可否とともに、会報は実際にどこまで読まれているのか、その点の検証と読まれるための工夫こそ必要ではないか、という視点があった。この点は電子化の可否そのものを内容とするものではないが、会報電子化の検討に伴う重要な視点であり、今後の検証の中ではこの視点をも考慮する必要がある。

第4 アンケートの実施とアンケート結果について

1 アンケートの実施

2020年2月17日から同年3月13日までの間、春秋会内において会報電子化についてのアンケートを実施した。その結果は、以下のとおりである。

① 回答者

・合計226人

② 会報電子化の賛否について（226人中）

・賛成157人

・反対8人

・希望者のみ冊子配布するのであれば賛成59人

・無回答1人

・どちらでも結構です1人

③ 秋号、春号の電子化について（200人中）

- ・全て電子化することについて賛成 182人
- ・うち秋号については電子化するべきではない 0人
- ・うち春号については電子化するべきでない 9人

2 アンケート結果の検討

会員の大半が、秋号・春号ともに電子化することに賛成しており、電子化のメリットとして、①紙資源の節約（エコ）、②印刷代の削減、③保管場所が不要などの点を挙げる会員が多い。ただしほぼ4分の1が、希望者のみ冊子配布するのであれば、という限定を付けている。

春号については、会長副会長応援号であることを理由に、電子化するべきでないという意見もあったが、わずかな数にとどまった。春号も含めて電子化するべきという意見が圧倒的といえる。

なお反対意見はもちろん賛成意見の中にも「電子化すると会報が読まなくなるのではないか」という懸念をも述べる意見もあった。他方、内容を充実させればよい、紙面で読みたい方はウェブで掲載されているものを印刷すればよいという意見もあった。

希望者のみ冊子配布するのであれば賛成という意見の理由の中には、電子化になじまない会員への配慮、様々な意見があるので漸次的に進めていく方が穏当などといった意見があった。

反対意見としては、春秋会だけ電子化することが時期尚早であり、他会派の意向を合わせて歩調を合わせるべき、電子化すると読まなくなる、電子化では読みにくいという意見があった。

なお、226名という回答者数は予想以上の数に及ぶと評価してよいと思われる。また、回答者を期別に分類したところ、各世代から満遍なく回答がなされていると考えられた。

第5 各種の視点の検討とアンケート結果を受けての結論

以上第3、第4の検討を経たうえでの結論は以下の通りである。

1 電子化のメリットについて

まず電子化のメリットとして考えられる、①紙資源の節約（エコ）、②印刷代の削減、③労力負担の軽減などの点がすべて相当に高い意義を有すること、アンケートの結果によれば、会員の大半が、秋号・春号ともに電子化することに賛成していること、保管の利便性（場所、検索）についても今後の検討結果にもよるがメリットが生じる可能性があることを考慮すれば、会報は電子化するべきである²。

² その時点の執行部の判断を拘束すべきという趣旨ではない。会長候補者選任時や選挙等

広報効果の低下という問題は重要な視点であるが、上記のメリットが非常に大きいこと、広報効果の低下の防止のための工夫を行うことが可能と考えられること、次項で記載の通り一部の紙媒体の発行をあわせて導入することなどを考慮すれば、電子化そのものを行わないという理由にはならないものと考えられる。

なお春号のみは紙媒体でという意見があったことをどう考えるかが問題になりうるが、アンケート結果からみても、春号と秋号との扱いを変える必要に乏しいと考えられる。

2 一部紙媒体での発行

第3記載の各視点の検討の中で、「今後検証すべき」した各点については、以下述べるように会報電子化をしたうえで一部紙媒体での発行をしながら検証を行うことが可能であるし、またそうするしかない点も多いのであって、会報電子化そのものについては速やかに導入すべきである。

他方で会報電子化は春秋会が全ての会派に先駆けて2018年度に初めて行ったものでもあって導入からまだわずかな期間しか経過していないのであって、一気に紙媒体を無くしてしまうことは躊躇される場所である。少なくともまず裁判所等大阪弁護士会以外の組織への紙媒体配布については当面避けられないと考えられる。

さらに、電子化への反対意見もわずかながらあったこと、「希望者のみ冊子配布するのであれば賛成」という意見が4分の1以上と相当数に及ぶこと、電子化に対応が困難な会員がいることを意識する必要がある。加えて、現時点では試行が始まったばかりで電子化についての他会派等からの評価について十分に把握できていない。

このため、まずは2～3年程度、春号秋号双方について電子化を行ったうえで、2019年秋号にならって、250部程度を紙媒体として発行すべきである。

この2、3年の間に、以下の点について検証し、電子化を今後継続的に導入するにあたっての長期的な具体的方針を定めることとすべきである。

3 今後の検討課題

まず「希望者のみ冊子配布」という点については、冊数と希望者確認や配布の労力、費用等を検討する。

次に一定部数を紙媒体で行った場合の費用削減効果を検証する。

さらに他の会派や大阪弁護士会の外の主体等を中心に広報効果がどのように低下または改善したのかといった要素、また少しでも改善させるための方策の有無の検討をすべきである。

の特別な事情がある場合など、その時々執行部において、本答申の内容も勘案しながら、臨機応変の対応をすることはありうるものと考えられる。

さらに「会報はそもそも読まれているのか」という視点をヒット数等を確認しながら検討する。紙媒体がどこまで読まれているかについては、他会派の会報がレターケースから事務所に持ち帰られているかの観察も有益である。

電子化そのものの具体的なあり方、すなわち閲覧期間やダウンロードできるようにするかどうか、閲覧期間を過ぎた後 PDF 化してホームページ上に保存するとして、いつまで保存できるか、閲覧者の対象をどこまでとするのが適切か、春秋会のホームページへのアクセス数のみならず、電子化された会報へのアクセス数を調べる（ログ解析）ための方法やコスト如何についても解析をすべきである。

これらを検証したうえで、中期的な、会報の電子化の具体策を確定していくのが望ましい。

4 紙媒体を一切発行しない方法についての検討結果

PT において本書記載の事項を検討する中で、紙媒体を一切発行しないという手法についても検討したが、現時点でこの結論を採用するには性急すぎ、上記の中期的な取り扱いを経たうえで、将来の課題とすべきと考える。

以上

資料 1 3

正々策志い紙版 → 現在
 終了
 会報(年・春)紙版 → 電子化
 春秋会ニュース(季刊誌)紙版
 → 現在
 終了

春秋会 平成21年度 下半期会計報告

※ 現在
 ニュース紙 - 月1回
 (電子版)

平成22年3月17日現在

◎ 当日は期末の決算報告(円)

収 入			
	予算	実績	
繰越金	2,981,446	2,981,446	*1
会費	9,600,000	9,280,000	*2
特別拠出金	3,350,000	3,240,000	
予納金戻入	600,000	1,055,550	
繰入金	—	1,439,068	*3
預金利息	—	2,582	
合計	16,531,446	17,998,646	A

H22.3.17現在	
通帳残高	6,363,506
収入A - 支出B =	6,363,506
通帳残高との差額	0

支 出			
	予算	実績	
会議費	1,000,000		*4
会場代		515,150	
その他		320,522	
親睦費	750,000	750,000	*5
旅行補助	300,000	209,212	*6
印刷等	8,200,000	4,495,680	*7
FAX/一般通信費	1,700,000	1,200,080	*8
政策・研修費・広報	750,000	609,020	*9
事務用品等	20,000	1,286	*10
慶弔費	200,000	102,375	*11
ホームページ保守料	478,800	462,000	*12
若手会	663,000	663,000	*13
選挙予納金	1,300,000	1,330,000	*14
記念品(法曹在職40年)	150,000	85,050	*15
嘱託報酬	882,000	882,000	*16
振込手数料その他	50,000	9,765	*17
合計	16,443,800	11,635,140	B

(H22.3.17現在)

- *1 平成21年3月31日2,000,000円、5月11日981,446円入金。
- *2 会費納付者延べ464名(免除者を除き、現時点で未納付者78名)。
- *3 50周年特別会計からの繰入金。平成22年3月15日1,439,068円入金。
- *4 幹事会、選考委員会、意見を聞く会、上半期総会、臨時総会、下半期総会等の会議室使用料等。
- *5 渡し切り予算:親睦委員会600,000円、ゴルフ会150,000円。
- *6 春秋会旅行飲食代金不足費用。
- *7 政策誌(前年度分)・若手会政策座談会報告集(前年度分)・会報(秋号)・春秋会ニュース、その他チラシ印刷費用。
 ※今後、政策シンボまとめ(約150万円)、会報(春号)2冊分(応援号約236万円、新人号)、春秋会ニュース1冊分を支払予定。
- *8 一斉ファックス送信費用、郵便発送費用等。
- *9 政策委員会会議室使用料・備品代、研修委員会講師謝礼・会議室使用料・備品代、広報委員会テープ起こし費用等。
- *10 ネームプレート、封筒費等。
- *11 独立祝金、香典代など。
- *12 HP保守管理料、HPサーバー保管料。
- *13 渡し切り予算。
- *14 会長500,000円、副会長300,000円、監事・常議員・日弁連代議員530,000円。
- *15 法曹在職40年の先生方への記念品費用。
- *16 平成21年4月～平成22年3月分。
- *17 35件。HP保守管理料支払い、立替金返還、印刷代支払、反訳代支払等のための振込手数料。

春秋会 2013(平成25)年度 下半期会計報告

H26.3.20現在

② 当日は
且母来の決算報告
終了

収 入			
	予算	実績	
繰越金	7,527,219	7,573,176	
会費	10,099,800	10,200,000	注1
特別拠出金	2,310,000	2,400,000	
選挙予納金戻入	500,000	1,118,552	
雑収入(利息等)	0	6,183	
	20,437,019	21,297,911	

支 出			
	予算	実績	
経常費	2,262,000	1,790,093	
会議費	500,000	293,250	
通信費	800,000	663,254	
嘱託報酬	882,000	808,500	
送金手数料他	30,000	8,975	
事務用品費	50,000	16,114	
政策委員会	4,000,000	2,028,338	
政策集	3,000,000	1,904,448	
政策シンポ実施費用	1,000,000	123,890	
広報委員会	5,778,800	2,256,780	
会報(89号)	2,300,000	1,794,780	
会報(90号)	3,000,000	0	
ホームページ保守料	478,800	462,000	
研修委員会	200,000	200,000	注2
研修関連費用	200,000	200,000	
親睦委員会	700,000	700,000	注3
ゴルフ	150,000	150,000	
その他企画	550,000	550,000	
若手会	696,000	696,000	注4
各種企画	696,000	696,000	
新人歓迎旅行	820,000	809,760	
その他	1,185,000	1,435,294	
選挙予納金	880,000	1,230,000	
慶弔費	200,000	205,294	
40周年記念品	105,000	0	
合計	15,641,800	9,916,265	
残額		11,381,646	

春号分
存在した

注1 未納者 29名

注2 独自会計 次年度繰越113,799円(見込み)

注3 独自会計 次年度繰越345,816円(見込み)

注4 独自会計

2018年度 決算報告書

2018年4月1日～2019年3月31日

(円)

収入	予算額	執行等状況	執行割合	備考
繰越金	9,451,545	9,451,545	100.00%	※29年度からの引継ぎ。(補正予算にて計上) ※29年度予算額は未計上。(H29.3.31時点の預金残高を記載)
会費	10,000,000	9,910,000	99.10%	※30年度会員数(659名)(H30.4.1時点の会員に納入義務) ※H30.12.31時点(免除対象者数83名、減額対象者数8名)
特別拠出金	2,000,000	2,060,000	103.00%	※H30.12.31時点(156名)
懇親会会費等収入	0	19,720	—	※9月、12月総会後懇親会差額金
選挙予納金戻金	500,000	652,251	130.45%	※選挙予納金の一部還付
本会計組入金	0	300,000	—	
収入計	21,951,545	22,393,516	102.01%	
支出				
経常費	1,812,800	1,916,865	105.74%	
施設費	200,000	245,808	122.90%	※会議室使用料(総会、幹事会、選挙委員会)
通信費	500,000	625,485	125.10%	※FAX一斉送信費用(1回あたり約16,000円、1枚24円)、郵券
嘱託報酬	982,800	982,800	100.00%	※月額75,600円、引継月(9月)新旧嘱託に支払
事務費	100,000	41,388	41.39%	※コピー代
その他支払手数料	30,000	21,384	71.28%	※振込手数料
政策委員会	1,000,000	155,884	15.59%	
政策シンポ実施費用	1,000,000	155,884	15.59%	※録音反訳、出版費用、会議室使用料
広報委員会	4,608,100	4,015,060	87.13%	
会報(春・秋号)	4,200,000	3,777,408	89.94%	※会報秋号、春号
ホームページ保守料	0	0	—	※29年度中に解約
サーバーレンタル費	8,100	6,696	82.67%	※サーバーレンタル費
ホームページ改修等費用	300,000	113,400	37.80%	※制作費用(30年度更新)
取材費用	100,000	117,556	117.56%	※会報取材費
研修委員会	280,000	280,000	100.00%	
研修費用	280,000	280,000	100.00%	※渡切り
親睦委員会	700,000	649,804	92.83%	
親睦費	700,000	649,804	92.83%	※29年度から渡切り独自会計を廃止、本会計
若手会	1,150,000	942,922	81.99%	
若手会補助金	900,000	900,000	100.00%	※渡切り
担任制補助金	250,000	42,922	17.17%	※70期15名
新人歓迎旅行	1,500,000	2,169,849	144.66%	
補助金	1,500,000	2,169,849	144.66%	※新人旅行代金、傷害保険料等
その他	2,350,000	1,790,931	76.21%	
行事参加促進費	250,000	88,000	35.20%	※30年度新設(役員就任披露会、日弁連人権擁護大会、新年祝賀会)
選挙予納金	600,000	750,000	125.00%	
慶弔費	200,000	288,756	144.38%	※香典・独立等祝金(慶弔規則による)、退任祝花代
登録40周年記念品	50,000	71,280	142.56%	※6名(慶弔規則による)
懇親費	250,000	26,000	10.40%	※3月総会後懇親会補助
60周年記念事業費	1,000,000	566,895	56.69%	※60周年記念事業費不足分
支出計	13,400,900	11,921,315	88.96%	
4月3日 収支差額		10,472,201		※H31.4.3時点 預金残高 10,472,201円

2021年度 予算執行状況 経過報告書

資料 13

2021年4月2日～2022年3月22日 (11ヶ月間)

収入	予算額	執行状況	執行割合	備考
会費	10,000,000	9,930,000	99.30%	※2021年度会費(668名)(R3.4.1時点の会費に納入義務) ※2021.3.22時点 (減免対象者63名)
特別拠出金	2,000,000	1,630,000	81.50%	※2021.3.22時点
懇親会会費等収入	0	0	-	
選挙予納金戻金	1,045,000	60,000	5.74%	選挙予納金が一部還付予定 ※選挙予納金 240,000円 ※期前選挙委員会 報酬手数料代わり金 240,000円 ※名簿未登録委員会 会費300,000円 ※二重会費納入 未返金200,000円
その他	13,045,000	11,910,000	91.30%	
収支計				
支出				
経常費	2,390,000	2,191,985	91.71%	
施設費	250,000	155,760	62.30%	※会議室使用料(幹事会、選挙委員会、総会等、各期幹事会)
通信費	640,000	594,144	92.84%	※FAX-発送郵便費用(1回あたり約16,000円 1枚24円)、ドロッピングボックスライセンス料、zoomライセンス料
購読報酬	1,320,000	1,210,000	91.67%	※月額110,000円
事務費	150,000	213,821	142.55%	※コピー代等
その他支払手数料	30,000	18,260	60.87%	※振込手数料等
政策委員会	2,000,000	313,352	15.67%	
意見交換会費用	260,000	36,300	13.96%	※3回分(通信費/資料作成費60,000円、講師謝礼100,000円、会議室費100,000円)
政策シンポジウム実施費用	1,740,000	277,052	15.92%	※年1回(11月頃)東海 通達書/資料作成費140,000円、講師謝礼交通費200,000円、会議室費100,000円、反読費用100,000円 ※会報とは別の報告書等の作成を想定 1,200,000円
広報委員会	2,680,000	1,267,917	47.31%	
会報(番号・秋号)	2,250,000	982,268	43.66%	秋、番号とも電子版、製作費用減額予定
ホームページ・ホームページ改修等費用	30,000	60,720	202.40%	※ホームページ更新料8,100円(H30.1～年間契約)、ドメイン更新料11,408円、振込手数料含む
ホームページ改修等費用	100,000	0	0.00%	公開、非公開エリアの修正等
取材費用	300,000	224,929	74.98%	
研修委員会	400,000	218,410	54.60%	
研修費用	400,000	218,410	54.60%	1回あたりの研修における講師報酬及び会場費¥60,000～70,000×6回＝¥360,000～420,000
総務委員会	940,000	87,070	9.26%	
親睦費	940,000	87,070	9.26%	
若手会	1,110,000	900,000	81.08%	
若手会補助金	900,000	900,000	100.00%	※歳切り、独自会計。
担任制補助金	210,000	0	0.00%	※73期18名+新規登録3名 1名あたり1万円
新人歓迎旅行	2,150,000	212,500	9.88%	
71期歓迎旅行補助金	2,150,000	212,500	9.88%	※73期18名+新規登録3名 1名あたり10万円+予備費5万円 ※執行費用はキャンセル料
その他	1,930,000	1,300,316	67.37%	
行事参加促進費	250,000	0	0.00%	※2018年度新設
選挙予納金	1,100,000	1,180,000	107.27%	※会費候補者推薦年度は、通常予納60万円に加えて50万円を社上
慶弔費	250,000	85,316	34.13%	※慶弔規則による(香典、独立祝い等)
登録40周年記念品	80,000	0	0.00%	※慶弔規則による(2021年度33期8名)、1人10,000円
懇親費	250,000	0	0.00%	※総会後の懇親会費補助等
その他(予算計上できていなかったもの)	0	35,000		7会費合同研修 負担金
支出計	13,600,000	6,491,550	47.73%	
8月末収支差額		5,418,450		
2020年度からの繰越金		18,398,896		※2020年度からの引継ぎ(R3.4.8)
		23,817,346		※2022.3.22時点 預金残高23,817,346

春号分
取り来り
2021年度決算報告書は、
2022年9月総会にて

2/22

2022年3月29日

広報委員会活動報告

広報委員長 広瀬元太郎

1 委員会メンバー

委員長以下 16名

委員長 広瀬元太郎（60期）

有村とく子（50期）、中森俊久（55期）、山口昌之（58期）、木場晶子（67期）、田村瞳（67期）、吉留慧（68期）、信吉将伍（69期）、高一成（69期）、根本俊太郎（70期）、佐久間ひろみ（71期）、足立敦史（71期）、村本健司（71期）、河野哲平（71期）、才木晴幹（72期）、久井大輝（73期）（敬称略）

2 ニュースレター発行日、委員会開催日

	ニュースレター	委員会開催
4月	4月6日	4月16日
5月	4月7日	5月13日
6月	5月31日	6月10日
7月	7月1日	7月13日
8月	8月4日	8月20日
9月	9月3日	9月10日
10月	10月5日	10月15日
11月	11月9日	11月12日
12月	12月1日	12月9日
1月	1月11日	1月14日
2月	2月9日	2月18日
3月	3月3日	3月11日

※ニュースレターの充実を図るために、面白い記事、読ませる記事を積極的に掲載

3 春秋会会報春号

3月29日電子版UP予定

4 電子媒体閲覧状況（3月11日現在）

(1) 2021年度秋号 2073PV（政策誌と混ざってます）(2) ニュースレター（3月号）：354PV

発行号別PV数

月号	PV
4月	465
5月	880
6月	540
7月	722
8月	523
9月	530
10月	401
11月	300
12月	487
1月	442
2月	364
3月	354
合計	4,610

5 会報の発行コスト削減（通年ベース） (千円)

	電子化前 (H28)	R2	R3 予測 (9月報告)
製作費用	5,203	1,726	998
印刷版作成費用		711	264
チラシ作成費用	0	230	115
合計	5,203	2,667	1,377

- ・業者の変更により、会報前年比で製作コスト（▲48%）
- ・電子化前に比べて（▲74%）
- ・H28の製作費用にはHP費用含まず
- ・R2とR3の製作費用にはHPアップ費用(年1万)含む

6 来期以降の課題

- ・委員長、委員が原稿督促、修正等の作業にかかる時間は膨大。
業務時間を無償労働に割かれるのは、他の会員と比べ不公平。
本気で考えないと手がいなくなる。この種の作業をさせられるからという理由で会派への所属を敬遠する者も出てくる。
趣味や自己実現の範囲を超えており、そろそろ真剣な議論が必要。

以上

会報

他会派や裁判所などにも配布される対外広報誌。

送付先確認チェック

原稿依頼先リストが氏名のみであることが多い。以前は春秋会名簿等で送付先を確認していたが、名簿が不正確な場合が多く誤送信続発。誤送信防止のため弁護士会HP等で氏名・FAX 番号を確認する作業。

募集原稿の個別化

原稿依頼書雛形（FAX 文書）に、正確性を確認した送付先の名前と FAX 番号リストから必要情報をコピーし、返送先として自分の氏名、FAX 番号、メールアドレスを記入し、プリントアウトする作業。

FAX 送付作業

プリントアウトした FAX 依頼書を宛先に FAX し、FAX したものを紙で別途整理してファイリングするまでの作業。

提出原稿チェック作業

記事（タイトル付き）と写真で1セット。写真無し、タイトル無し等、何かしら不備がある場合が多い。

第一段階原稿督促作業

締切日までに不備なく提出される原稿はせいぜい 40%程度。未提出（不備ある場合含む）の場合は督促。

督促方法は電話で本人と直接話をするのが基本（事務員伝言や FAX では無視する弁護士が多いため）。本人の都合を尋ねて折り返すことが多く、本人と話が出来るまでに 2-3 往復必要なことも。一人に対する督促作業は 5-10 分程度。

第二段階督促作業

再督促以上の発生頻度は 1/3 程度。何度も電話やメールで連絡し、対象者の事務所の先輩弁護士や上の人をお願いしてを繰り返してようやく提出という例も。

提出原稿のファイル名の整理と共有化

ファイル形式について原稿はワード、写真は PG, JPG。提出されるデータのファイル名は「写真」とか「応援原稿」といったものが多く、そのまま共有ファイルにアップすると混乱が生じるため、事前に準備された整理番号を確認して付記

し、提出者氏名をつけてファイル名にして（「44〇〇応援原稿」など）、まずは担当者のPCに保管、その後、まとめて共有ファイルにUpする。

ゲラチェック作業

業者から送られてきた（共有ファイルにUpされた）記事形式の原稿及び元原稿をそれぞれプリントアウトして取りに行き、両者で移記漏れがないかの突合、行下げ等のチェック、写真と原稿の合致、会派名等チェック。また、誤字脱字やテニオハの確認もこの段階で行う。

訂正箇所につきペン（赤）入れ。漢字等の間違いも調べる必要があり、ネットで検索して確認することも。原稿が一度に届かないため作業は五月雨式。

他会派の弁護士の原稿は会派の記載が必要、2021年度春号は、10名について各事務所に電話して会派確認作業を行った。

照合済みゲラの共有作業

チェック済で修正が必要なゲラを1枚ずつPDF化し（複合機の設定をカラー設定に変更してPDF化し）、ファイル名（整理番号と名前）を入れて別のフォルダを作って保存、再度業者に渡すために共有ファイルにUpする。

最終原稿の最終チェック

期の順番、会派、写真の整合性、明らかな間違いがないか最終確認。

印刷版、裁判所本庁への配布作業

地裁、高裁、記者クラブにそれぞれ持参。送り状の作成と梱包などの準備をし、事務所と裁判所を3往復。

印刷版、弁護士会への配布作業

弁護士会に事前連絡し、梱包して事務所から弁護士会5階に20冊を持参。

印刷版、堺支部、岸和田支部、家裁、検察庁への郵送作業

10冊以上送付するため箱詰めにする必要あり。それぞれにつき送り状作成、宛先ラベル準備の上、郵便局に持参。これら一連の作業。

岸和田レタケチラシ配布

岸和田の委員に依頼（往復20分、現地10分程度）。

堺レタケチラシ配布

会報及び同編集・印刷・発送にかかる作業内容の説明

弁護士会の堺センターに依頼。

希望者印刷版配達

事務所とレタケあるいは事務所往復、レタケ投函、事務員の取次時間等。

広報委員会
会報編集等の作業内容・時間と隠れたコスト

2021年度春秋号編集・印刷・発送に要した時間（原稿執筆等時間除く）	133時間49分
---	-----------------

【明細】

2021年度春号の編集・印刷・発送に要した時間

なお、その他、広報委員会の会議等時間、委員会として企画立案した特集記事の取材や原稿執筆等の作業時間（原稿執筆等の時間）があるが、今回の趣旨からそれらの時間は入れていない。

業者の作業	全体編集に関する作業（委員長）	作業時間 （分）	作業数	個別原稿に関する作業（委員）	作業時間 （分）	作業数	合計作業時間 （分）
		A	B		C	D	A*B+C*D
	全体構成についての立案、業者との協議	60	1				60
	担当割り振り決定	30	1				30
	原稿募集FAXひながた作成	10	1				10
				送付先確認チェック	1	127	127
				募集原稿の個別化	2	127	254
				FAX送付作業	1	127	127
				提出原稿チェック作業	1	127	127
				第一段階原稿督促作業	7	76	532
				第二段階督促作業	15	42	630
				提出原稿のファイル名の整理と共有化	3	127	381
				表紙、裏表紙撮影	60	1	60
電子版PDF製作							
	担当者に対する督促作業	30	1				30
	募集原稿の順序（期順等）決定作業	60	1				60
				ゲラチェック作業	18	127	2286
				照合済みゲラの共有作業	3	127	381
	チラシの概要の決定	20	1				20
	チラシ原稿作成	60	1				60
	チラシ素材（写真）選定	20	1				20
チラシPDF製作							
	最終原稿の全体チェック	60	1	最終チェック			60
電子版PDFアップ							
	会員名簿チェック	30	1				30
	チラシリーダー最終チェック	10	1	最終チェック			10
	チラシリーダーを印刷会社にメールで送付、 レタケ配布方法枚数、方法打合せ	20	1				20
チラシ印刷、レタケ 投函							
	印刷版キンコーズへの仕様書作成、依頼業務 （西天満店での打ち合わせ）	60	1				60
印刷版製作 配送担当者への発送							
				印刷版、裁判所本庁への配布作業	60	1	60
				印刷版、弁護士会への配布作業	30	1	30
				印刷版、堺支部、岸和田支部、家裁、検察庁への郵送作業	110	1	110
				近弁連5会発送業務	10	5	50
				岸和田レタケチラシ配布（岸和田の委員に依頼）	30	1	30
				堺レタケチラシ配布（弁護士会の堺センターに依頼）	10	1	10
				希望者印刷版配達	43	1	43
合計 作業時間							95時間08分
隠れたコスト （円）	仮に1時間22,000円で算出した場合						2,092,933
	仮に1時間11,000円で算出した場合						1,046,467

2021年度秋号の編集・印刷・発送に要した時間

※コロナ禍で新人紹介（先輩会員からの紹介含む）記事が無かったため記事数及び作業時間減少

その他、広報委員会の会議等時間、委員会として企画立案した特集記事の取材や原稿執筆等の作業時間があるが、今回の趣旨からそれらの時間は入れていない。

業者の作業	全体編集に関する作業（委員長）	作業時間		個別原稿に関する作業（委員）	作業時間		合計作業時間
		（分）	作業数		（分）	作業数	
		A	B		C	D	A*B+C*D
	全体構成についての立案、業者との協議	60	1				60
	担当割り振り決定	30	1				30
	原稿募集FAXひながた作成	10	1				10
				送付先確認チェック	1	18	18
				募集原稿の個別化	2	18	36
				FAX送付作業	1	18	18
				原稿督促作業（不在時対応も含め電話3回程度）	7	18	126
				提出原稿チェック（写真、タイトルの有無等）	1	18	18
				再督促（再督促の発生頻度1/3）	15	6	90
				提出原稿のファイル形式を整え、共有ファイルにUP	3	18	54
				表紙、裏表紙撮影	60	1	60
電子版PDF製作							
	担当者に対する督促作業	30	1				30
	募集原稿の順序（期順等）決定作業	60	1				60
				ゲラチェック作業	18	18	324
				チェック済のゲラをPDF化し、共有ファイルにUP	3	18	54
	チラシの概要の決定	20	1				20
	チラシ原稿作成	60	1				60
	チラシ素材（写真）選定	20	1				20
チラシPDF製作							
	最終原稿の主体アップ （相紙はあっているか、写真あっているか、明白な	60	1				60
電子版PDFアップ	会員名簿チェック	30	1				30
	チラシデータ最終チェック	10	1				10
	チラシデータを印刷会社にメールで送付、 レタケ配布方法枚数、方法打合せ	20	1				20
				チラシを弁護士会に運搬	60	1	60
				チラシ投函	30	11	330
	印刷版キンコーズへの仕様書作成、依頼業務 （西天満店での打ち合わせ）	60	1				60
印刷版製作 配送担当者への発送							
				印刷版、裁判所本庁への配布	60	1	60
				印刷版、弁護士会への配布	30	1	30
				印刷版、堺支部、岸和田支部、家裁、検察庁	110	4	440
				近弁連5会発送業務	10	5	50
				岸和田レタケチラシ配布（岸和田の委員に依頼）	30	1	30
				堺レタケチラシ配布（弁護士会の堺センターに依頼）	10	1	10
				希望者印刷版配達	43	1	43
合計 作業時間							38時間41分
隠れたコスト （円）	仮に1時間22,000円で算出した場合						851,033
	仮に1時間11,000円で算出した場合						425,517

春秋会研修委員会 議題 (第1回:2022年4月15日(金)12時～)

西念

出席者: 飯島、中村、原、今井、浦、田積、西念

1 委員の勧誘を頑張りましょう!

思いつく人に積極的に声かけすることを確認

2 第1回 春秋会研修企画 ウクライナを知る企画 (タイトル未定)

まずは、早速、開催が決まっている今年度第1回企画について

【日時】 5月13日(金)18時～

【講師】 アザマト シャキロフ さん

https://innoventier.com/people_fullprofile?id=azamatshakirov

(ロシア連邦・ウズベキスタン共和国弁護士・弁護士法人イノベンティア所属)

お母様がウクライナ出身とのこと

【講演内容】

- ・ウクライナってどんな国?
- ・地理 (ウクライナ国境とモスクワの距離)
- ・両国の歴史的関係 (簡潔に)
- ・両国一般市民の意識
- ・最新のウクライナ情勢 (現地報道の動向などを含む最新情報)

【本日の決定事項】

- ・持ち方 堂島 Lo の会議室と ZOOM のハイブリッドで開催
- ・案内文作成 (飯島先生)
- ・広報手段 春秋ネットに早々に流す・新人説明会でも案内
他会派の方の参加も OK
- ・当日の司会進行 (田積先生)
- ・謝礼 3万円 (外部3万、会内1万が目安 消費税はなし)
- ・終了後懇親会 (堂島 Lo でケータリングの方向で準備)
- ・ニュースに載せる報告記事 (田積先生)

3 第2回 春秋会研修企画

【日時】 未定 (新人歓迎会の後の時期 7月初めを想定)

【演題】『しくじり先生～教育事業撤退の経験から学んだこと～』

【講演内容】

「公認会計士をしながら幼児教育を始めた動機、立ち上げ、多店舗展開から崩壊に至るまでを振りかえり、公認会計士経営懇談会で学んだことを活かす

なかったしくじりぶりをご説明します。」(本人談)

【講師紹介】

河野 研 (Kohno Ken) http://www.kohno-cpa.com/page_001.html

(公認会計士 河野公認会計士事務所 所長)

【担当者】 中村先生およびこれから声かけする若手

4 今期、実現したい研修テーマについて

(1) 第3回に向けた構想

岡口基一裁判官 (46期) を講師にお迎えしてはどうか?

要件事実、尋問技術

中村真弁護士 (56期) も招いての企画もありうる。

一水との合同企画の可能性も

研修の単位認定など (担当 今井先生+新人とか)

(2) その他

例年、年間5~6回程度の研修が実施されているようなので、今年もその方向で

予算申請もこの想定で、昨年と同様に

着こなし研修続編 中原先生も誘う

5 予算案

2021年度: 40万円 (執行218, 410円)

→今年度も講師報酬や会場費用で同程度必要か。同額を計上する。

6 次回以降の研修委員会の日時

原則として、毎月第3木曜日のランチタイム (12時~13時) にZOOMでとします。

5月19日 (木)、6月16日 (木)、7月21日 (木)、8月18日 (木)

9月15日 (木)、10月20日 (木)、11月17日 (木)、12月15日 (木)

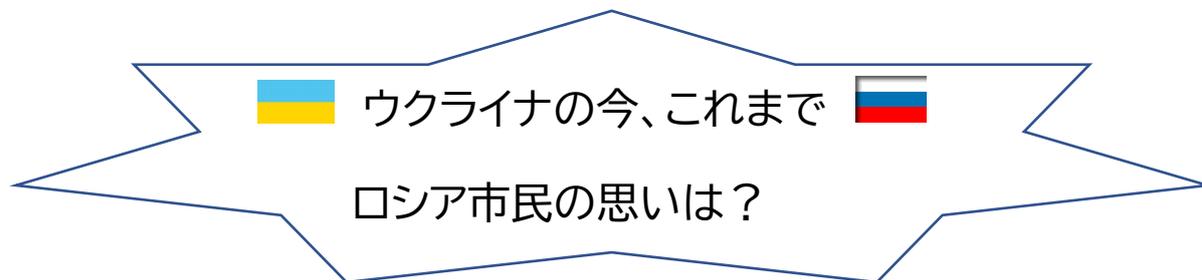
1月19日 (木)、2月16日 (木)、3月16日 (木)

以上

各位

2022（令和4）年4月吉日

大阪弁護士会・春秋会 第1回研修委員会企画



春秋会 幹事長 飯島 奈絵
春秋会 研修委員長 西念 京祐

「なぜ、ウクライナとロシアの対立が戦争まで至ったのか？現在、ロシア兵に占領されている地域とウクライナの現況は？」

「激しいプロパガンダや情報戦争が世界に広がる中で、どこまで真実があるのか？」

「著しく見解が分かれるロシア市民－ロシア人は現況をどう思っているのか？」

「ウクライナ危機は、今後、どのように日本に影響するのか？」

「日本の国民が協力できることは何か？」

こういった私たちの疑問につき、ロシア・中央アジア法務を取り扱い、ウクライナ、ロシア両国の最新現地情報を日々原文で取得している弁護士から、解説をいただきます（ロシア連邦弁護士・ウズベキスタン共和国弁護士資格を保有。母方親族はウクライナやクリミア半島に居住。本人はウズベキスタンで生まれ育ち、日本、ロシア、英国にて留学・勤務し、現在は大阪居住）。

日本のマスコミより新しく、現地に根差した情報を得る貴重な機会です。完全オンライン開催で、遅刻・早退・耳だけ参加も可能ですので、是非、ご参加ください。

記

【日時】 令和4年5月13日（金）午後6時～午後7時30分

【講師】 ロシア・ウズベキスタン弁護士 アザマト・シャキロフ先生

【事前登録先】

<https://us02web.zoom.us/meeting/register/tZcvf-ioqzMsE9Bqh8P2p0Vjfrb6D-No155P>

上記リンクに事前登録し、ご参加ください。

※お問合先：春秋会研修担当副幹事長 田積祥子（TEL06-6131-0788）

第1回 幹事会報告（親睦委員会）

令和4年4月14日
親睦委員長 宮下泰彦

- 1 本年度親睦委員参加メンバー
委員長宮下泰彦（61）、担当副幹事長西田敦（62）
竹中宏一（60）、河野雄介（60）、豊田祐介（60）、寺川拓（62）、
小野隆大（70）、河野哲平（71）、中江友紀（72）、満村和樹（72）、
宮崎信二郎（72）、湯浅彩香（72）、垣岡彩英（73）、加門亜弥（73）、
徳山慶太（73）、長沢一輝（73）、福本洸太郎（73）
スペシャルアドバイザー：浦寛幸（59）

2 新人歓迎会

日 程 6月7日 19時

場 所 本町のレストランミッテ 66名 2時間+前後30分

コース ビュッフェスタイル5500円

コーススタイル7150円

貸し切り費用・会場使用料3万3000円

内 容 ビンゴなどなし 新人紹介と歓談、委員会からの勧誘など

今後のスケジュール

新人の勧誘

4月 新人を対象とした研修等のイベントの確認の上、新人歓迎会の日時場
所の確定と告知、入会予定者への勧誘

5月 参加者の確定、会場との使用に関する内容の確定、歓迎会の内容確定

6月 席順等の確定、歓迎会の内容確認

3 新人歓迎旅行

74期は9月か10月ころ？

75期は2月か3月ころ？

実施日・場所等検討

4 その他の本年度における企画案

新人歓迎旅行：九州、東北、北海道、ネスタリゾート

劇団四季：京都劇場 ノートルダムの鐘 京都散策

椎茸狩り、陶芸体験

野球観戦

ワインのタベ、ワイナリー見学、ビアガーデン

落語

- 5 今後の委員会会議予定
5月1日18時～
原則第2水曜日とするが、必要に応じて調整して決める。

以上

2022年（令和4年）4月

会務報告 ①

文責：黒田 愛

1. 会務執行方針
別紙「会務執行方針」をご覧ください。
2. スローガン
「悩まんと 頼りにしてや 弁護士を “ひとりやない”」
3. これからの行事予定
 - (1) 4/20(水)午後 5:30～7:00 完全 WEB での役員披露会
 - (2) 5/14(土)午後 1:00～4:00 憲法週間記念行事「コロナと憲法」
会館 2F&Zoom(ウェビナー)
講演 慶応義塾大学教授大林啓吾「コロナと憲法」
トーク 女優・作家・歌手中江有里「コロナ禍の生活」
パネルディスカッション
 - (3) 6/14(火)午後 1:30～ 大阪弁護士会定期総会
4. FATF の報告書提出のお願い
別紙「FATF 依頼者本人確認年時報告書提出のお願い」をご覧ください。

常議員会資料 (4.4.6)	01
配付日	4.4.1

会 務 執 行 方 針

2022年度（令和4年度）会長 福田健次
副会長一同

コロナ禍の今、弁護士、弁護士会に求められているもの

この2年間、新型コロナウイルス感染症に翻弄され、多くの人々が、さまざまな困難な事態に陥っています。この困難に直面している人々の法的問題や人権課題に迅速かつ適切に対応すべく、弁護士会として、体制を整えて支援し、問題解決に尽力していくことが求められています。その活動を通じて、弁護士の使命であります基本的人権の擁護と社会正義を実現していかなくてはなりません。

今こそ、弁護士が元気を失っている方のもとへ出かけ、寄り添い、人々と弁護士の心をつなぐことにより「市民に身近で頼りがいのある弁護士」にならなければなりません。

このような認識のもと、私たち執行部は、次のようなスローガンを掲げ、これを実現すべく、積極的に活動していくことを決定しました。

悩まんと 頼りにしてや 弁護士を “ひとりやない”

以下におきましては、①市民に身近で頼りがいのある弁護士となるための対外的取組②体制整備を含めた対内的課題の達成③そしてこれらの取組をどのように市民に発信し、市民からの弁護士・弁護士会への信頼を得られるかの3つの観点から、会務執行方針を説明いたします。

1 対外的取組

私たちは、「市民に身近で頼りがいのある弁護士」という目標を実現するため、対外的な取組として、次のようなことを考えています。

[骨子]・コロナ禍で苦しむ方への支援（総合法律相談センターの見直し）

- ・さらなる刑事弁護活動の充実
- ・成年年齢引下げへの適切な対応
- ・コロナ禍における憲法問題の検討
- ・国際化への対応
- ・ダイバーシティ（多様化）の推進
- ・行政等外部との連携強化（アウトリーチ）

[コロナ禍で苦しむ方への支援]

弁護士会と市民をつなぐ接点という重要な役割を担っている総合法律相談センターを見直すことを課題として、2年間のコロナ禍における電話相談をもとに、事業者・労働者向けの法律相談を継続し、相談の手法として、WEB相談やLINE相談の実施を検討し、コロナ禍で苦しむ市民の皆様にとって利用しやすい手法を実現してまいります。

[さらなる刑事弁護活動の充実]

いわゆる可視化法が施行されてから3年後の見直しの検討にあたり、取調べの全件、全過程の録音・録画の実現に向けた取組、取調べへの弁護人の立会いを求める活動、勾留に対する準抗告強化運動、手錠腰縄問題への対応等を引き続き行なってまいります。これらの課題は、すべて日頃の刑事弁護活動の積み重ねにより実現されるものでして、こうした刑事弁護活動を支援してまいります。

[成年年齢引下げへの適切な対応]

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。法律の施行に伴い発生する法的問題に適切に対応するとともに、問題が発生しないようにすべく、積極的に、新成人となる高校生や大学生を対象に、法教育としての消費者教育を拡充するなどの活動をしてまいります。

[コロナ禍における憲法問題への取組]

コロナ禍において、緊急事態宣言やワクチン接種義務化、営業規制、休校等に伴う教育を受ける権利など、さまざまな憲法の議論に関連する問題が発生しています。コロナ禍という事態にとらわれない、真の憲法に関する議論を行ない、民意を反映する取組をしてまいります。

[国際化への対応]

コロナ禍により、外国人労働者の受け入れや訪日外国人観光客が減少しましたが、外国人に関する法律相談は確実に増加しています。外国語で法律相談（予約）に対応できる体制を構築することや自治体等が設置するワンストップセンターとの連携を強化することなどにより、外国人の方への法的サービスを充実させてまいります。

また、これからの国際化に対応して、国際的な法律問題を取り扱うことができる体制（研修による会員の育成や法律相談体制の充実）を整えてまいります。

[ダイバーシティ（多様性）の推進]

近時、男女共同参画やダイバーシティ（多様性）に関連する課題がたくさん出てきています。当会では、男女共同参画基本計画が策定されていますが、その計画が少しでも早く実現できるよう取り組んでいくとともに、これらの話題について、適時に、適切な発信をし、LGBTの方など社会的な不利益を受けている方々への対応を行ない、ダイバーシティ（多様性）の推進に助力してまいります。

[行政等外部との連携強化（アウトリーチ）]

私達は、コロナ禍で元気を失っている方のもとへ出かけ、寄り添い、人々と弁護士の心をつなぐことを目指しておりますが、そのためにも行政をはじめ、外部の団体等との連携を、アウトリーチや司法ソーシャルワークの拡大などにより、一層推進してまいります。

2 対内的取組

私たちは、市民の皆様から信頼を得るため、対内的課題を達成する目標として、次のようなことを考えています。

配付日	4.4.1
付随員全資料 (4.4.6)	01

[骨子]・総合法律相談センターの見直し

- ・若手会員への支援
- ・会務活動への参加促進と会務運営の工夫
- ・女性法曹の活躍に向けて
- ・研修のさらなる充実・実質化
- ・新総合情報システム・新会員専用サイトの円滑運用
- ・会員サポート
- ・不祥事対応

前提としまして、今後のコロナ禍の状況を見極めながら、感染防止の徹底と会館の継続運営を両立させてまいります。会員の皆様には、現在、さまざまなご不便をおかけしておりますが、感染の状況や見通しに十分留意しながら、柔軟な判断をして、コロナ禍における経験を生かしつつ、一日も早い支障のない会務運営に戻るよう努力してまいります。

[総合法律相談センターの見直し]

市民と弁護士会をつなぐ接点という重要な役割を担っておりますのが、総合法律相談センターです。法律相談、弁護士紹介、刑事当番弁護士など、さまざまな窓口がございますが、市民の皆様が目線に立って、利用しやすいセンターへ改革（見直し）していきたいと考えています。WEB相談やLINE相談といった法律相談の手法、前年度執行部からの継続課題であります法律相談料の支払方法、EAP（従業員支援プログラム）の実現などを検討してまいります。

[若手会員への支援]

旧来の考えをお持ちの会員と若手会員との間の考え方、価値観の違いは、大きくなっています。何が何でも守らなければならない弁護士自治を維持していくためには、弁護士としての一体感を持ち、弁護士会への求心力を高めていくことが必要です。そのひとつの手法として、経済的な面を含め、不安を抱いている若手会員への支援を図っていきます。

若手会員からの意見を聞く会の確保、研修やOJTの充実、チャレンジ基金のような経済的援助施策、転職（事務所間の移籍やインハウスへ）の機会を確保する施策といったことを検討してまいります。

[会務への参加促進と会務運営の工夫]

会務へ参加される会員が減少しています。一人でも多くの会員が委員会活動に参加し、委員会活動を活性化させ、その結果が会員に還元されるようにすることが大切です。コロナ禍における委員会活動の工夫として、WEBによる会議の開催がありますが、会務運営において、合理化できるところは合理化しながら、効率的に会務への参加を促進できる仕組みを検討してまいります。若手会員が委員会に入りやすくなるような工夫を考えてみたいと思っております。

[女性法曹の活躍に向けて]

当会の女性会員の占める割合は、この5年間微増にとどまっています。さらなる女性法曹の活躍、女性法曹の増加につながる方策を検討してまいります。

[研修のさらなる充実・実質化]

個々の弁護士の日々の業務活動の積み重ねが、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することになります。個々の弁護士のさまざまな能力を向上させるべく、そして、新たなさまざまな問題に対応できるよう、会員に対する研修、教育をより充実強化してまいります。そして市民の皆様への弁護士に対する信頼を得るように努力いたします。

[新総合情報システム・新会員専用サイトの円滑運用]

昨年度から新総合情報システム・新会員専用サイトの運用が始まりましたが、本格的に動き出すのは今年度からです。総合法律相談センターの割り当て（自取り）をはじめとして、これらのシステムが円滑に運用できるよう会員に対する適切な情報提供とシステムの充実も図ってまいります。もちろん、このことがシステム導入の目的のひとつでもあります。会職員の負担軽減にもつながらなければなりませんので、会員のご理解のもと、円滑運用を定着化させてまいります。

[会員サポート]

会員の会務離れに歯止めをかけることに関連して、弁護士会の会員に対するサポートが重要であると考えています。総合法律相談センターを通じての会員の業務活動へのサポートだけでなく、裁判手続IT化、社会のDX化への個々の会員の対応力を強化するためのサポート体制の構築を検討してまいります。

また、裁判手続のIT化に対応するためには、会員の情報セキュリティの確保が重要課題になり、検討してまいります。会全体でこういった課題を克服するためにも、会員へのサポートは重要です。

[不祥事への対応]

残念ながら会員の不祥事が後を絶ちません。市民の皆様からの弁護士に対する信頼を確保するためには、何が何でも不祥事が出ないようにしなければなりません。不祥事が発生した場合の迅速かつ適切な対応はもちろんですが、発生を防止することに全力を傾けてまいります。

具体的には、会員情報（予兆）を素早く察知し、会員職務適正化支援特別嘱託や業務引受弁護士制度を積極的に活用することや会立件を躊躇しないという対応も考えています。

悩みを抱える会員を支援するための会員サポート窓口やメンタルヘルス相談を充実させるなど、具体的な会員支援策をより検討してまいります。

会務の継続性に留意を払うことはもちろん大切だと考えています。SDGs（持続可能な開発目標）のゴールの目標と弁護士会の委員会活動の紐付けや弁護士会の内部統制システム拡充に向けた体制整備といった前年執行部が掲げられた課題を承継してまいります。

3 社会に向かって発信

私達弁護士が市民の皆様様に身近に感じてもらえる、そしてより利用してもらえるようにするためには、弁護士と弁護士会の活動を市民の皆様によく知っていただくことが必要であり、そのための情報を的確に発信し続けなければなりません。私達は、市民の皆様からさまざまなご意見をいただけるような情報発信を心がけてまいります。そして、市民の皆様からいただいたご意見に耳を傾け、取り入れながら、市民に信頼され、受け入れられる弁護士会を目指してまいります。

令和4年度 福田執行部 会務執行方針

キャッチフレーズ

悩まんと 頼りにしてや 弁護士を“ひとりやない”

この2年間、コロナに翻弄され、多くの人々が、さまざま困難な事態に直面している。こういった人々の法的問題や人権課題に迅速かつ適切に対応する体制を整え、問題解決に尽力し、その活動を通じて基本的人権の尊重と社会正義を実現していく。

元気を失っている方のもとへ出かけ、寄り添い、人々と弁護士の心をつなぎ、「市民に身近で頼りがいがある弁護士」を目指す。

対外的取組

- ・ **コロナ禍で苦しむ方への支援**
(総合法律相談センターの充実)
WEB相談やLINE相談の活用
専門相談と分野別登録制度の整理
外国人労働者等外国人に対する法律相談体制の確立
中小企業支援センターの積極的活用
EAP(従業員支援プログラム)の実現
- ・ **さらなる刑事弁護活動**
取調べへの辩护人立会の実現に向けて
手錠腰縄問題への対応
可視化法の見直し-取調べの全件・全過程の録音・録画の実現へ
- ・ **成年年齢引下げへの適切な対応**
新成人をはじめとする若年層への法教育と問題発生後の適切な対応
- ・ **コロナ禍における憲法問題の検討**
- ・ **国際化への対応**
- ・ **ダイバーシティ(多様化)の推進**
- ・ **行政等外部との連携強化(アウトリーチ)**

対内的課題

- ・ **若手弁護士支援**
若手会員に対する研修、OJTの充実
谷間世代に対する経済的援助施策
弁護士会の求心力の向上
- ・ **会務活動への参加促進と手法改善**
会務離れへの歯止めの対策検討
WEB会議システムの利用等による会務運営の省力化・円滑化
- ・ **女性法曹の活躍に向けて**
- ・ **研修のさらなる充実・実質化**
新規登録弁護士の研修義務の徹底
個々の弁護士の能力向上
- ・ **新総合情報システム・新会員専用サイトの円滑運用**
- ・ **会員サポート**
裁判手続IT化、社会のDX化への対応力強化
会員職務適正化支援特別嘱託や業務引受
弁護士紹介制度の活用
- ・ **不祥事対応**
予兆の早期発見と迅速な対応(会立件)

社会に向かっての発信

弁護士と弁護士会の活動を的確に発信し、市民の皆様にご信頼され、受け入れられる弁護士会を目指し、弁護士に対する信頼を高める。

2022年（令和4年）3月31日

各位

大阪弁護士会

会長 田 中 宏

FATF 依頼者本人確認年次報告書提出のお願い

今年も FATF（注¹）依頼者本人確認年次報告書の提出時期が参りました。

2021年度は当会会員 4997名（注²）中、4961名（提出率 99.3%）の会員の方々にご提出いただきました。

FATF 依頼者本人確認年次報告書（対象期間：2021年4月1日～2022年3月31日）の提出期間は、本年4月1日～6月30日ですが、2021年度は6月初旬から提出の電話依頼を開始しました。是非とも、5月31日までにご提出をお願いいたします。

かつて、FATF は職業的専門家をマネー・ロンダリング監視役とする「ゲートキーパー規制」を求めましたが、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が「疑わしい取引」の通報義務の立法化に断固反対した結果、日本政府は立法化を断念し、日弁連は自らの会規でマネー・ロンダリング対策に取り組むこととなったとの経緯があります。

年次報告書の不提出は、マネー・ロンダリング対策に問題がありうるとの推測に及びます。対象期間中、一部でも弁護士登録をしていた会員は全員（組織内弁護士、出産/育児/疾病/障害等で弁護士業務を行わなかった会員、法人（主たる事務所・従たる事務所とも）、法人所属会員を含む）、報告書の提出が必要です。年次報告書の不提出は、会規違反（注³）として懲戒の対象ともなりえます。今年も下記手順によりご提出をお願いいたします。

1. 報告対象内容

2021年4月1日～2022年3月31日の期間における、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人（以下、弁護士等という。）が行った、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等の実施状況。

2. 報告提出期間

2022年4月1日～6月30日

3. 報告方法

(1) Web 入力フォームによる提出（推奨）

※集計業務の効率化のため、Web 入力フォームからのご提出にご協力ください。

¹ FATF（Financial Action Task Force）：マネー・ロンダリング対策における国際協調を推進するため設立された政府間機関

² 法人会員を含む

³ 日弁連「依頼者の本人特定事項の確認および記録保存安堵に関する規程」（平成24年12月7日会規第95号。平成29年12月8日改正）

専用の Web 入力フォームをご利用いただくと、チェックボックスでの選択等により、簡単に提出いただけます。

URL : <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/osaka2022/nenji01/>

※上記URLは、2022年4月1日（金）午前9時よりオープン予定です。

ユーザ ID : osakaben (すべて半角小文字)

パスワード : a5300047 (すべて半角小文字)



(スマートフォン対応)

※ この URL・ユーザ ID・パスワードは、会員及び事務職員以外に公開されないようお願いいたします。

※ この URL・ユーザ ID・パスワードは、大阪弁護士会の会員について共通です。弁護士法人からご提出いただく際も同じものをご利用ください。

(2) 書面による提出

Web 入力フォームが利用できないために書面でのご提出を希望される場合は、下記（総合管理課）までお問い合わせください。（報告様式は規則により定められているため、それ以外の様式での提出はできません。）

4. 提出義務者

弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人。

※2022年4月1日以降に弁護士登録をした会員等、2021年4月1日～2022年3月31日の全期間を通じて弁護士等で無かった者を除きます。

※2021年4月1日～2022年3月31日の全期間を通じて、組織内弁護士としてその属する組織の業務のみを行っていた場合は、本人確認や記録保存等の義務を負いませんが、年次報告書の提出は必要です。

※2021年4月1日～2022年3月31日までの全期間を通じて、出産、育児、疾病、障害を理由として弁護士等の職務を行わなかった場合は、年次報告書の提出時に、その疎明資料の添付（母子手帳の写し、戸籍事項証明書、医師の診断書等）が必要です。Web 入力フォームでは、PDF ファイルもしくは JPEG ファイルをアップロードしていただくこととなります。あらかじめ当該資料をスキャンのうえ、ファイルとしてご準備ください（上限 5MB）。

※弁護士法人と所属の弁護士で個別に提出が必要です。詳しくは会員向けパンフレット「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する Q&A」（日弁連ホームページ）をご覧ください。

担当：大阪弁護士会総務部総合管理課 浜野・堀江 TEL：06-6364-1225 FAX：06-6364-0253

■ 日本弁護士連合会ホームページ

https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/icc/mimoto_kakunin.html

■ 大阪弁護士会新会員専用サイト

会員専用ページ左側メニュー「お知らせ（全会員向）>依頼者本人確認・年次報告書」

<https://oba-system.jp/members/f0402content/fs0001list?menuId=095>



資料 2 1 - 1

2022年（令和4年）4月13日

飯島 奈絵 先生

FAX 06-6201-0362

春秋会幹事会について

大阪市北区西天満4丁目7番1号

北ビル1号館6階602号室

大阪共同法律事務所

弁護士 山下

潔



冠省 要用のみにて失礼いたします。

1 2022年度の各期幹事名を教示くださいますか。

2 第1回幹事会で討議願いたいのは

(1) 春秋会会報の配布ですが、20期までは会報の現物をレターケースに入れていただくことはできませんか。春秋会員の横の連絡が不十分と思うのです。

(2) 春秋会会報は裁判所にも配布しているのでしょうか（京都弁護士会 は各会の会報を配布しています。）。例えば一水会はどうしているのでしょうか。

(3) 広報活動について抜本的に検討する必要はありませんか。

資料 20 - 2

2022年(令和4年)4月15日

飯島 奈絵 先生

FAX 06-6201-0362

ご連絡 (2)

大阪市北区西天満4丁目7番1号

北ビル1号館6階602号室

大阪共同法律事務所

弁護士 山下



冠省 要件のみにて失礼いたします。

- 1 幹事会名簿ありがとうございました。
- 2 第1回幹事会は欠席しますが飯島奈絵先生に委任します。
- 3 広報活動の問題です。

(1) もし春秋会会報が配布が難しければ多人数なので会員間の横の連絡ができるようもう少し密度の高い簡易な連絡方法が必要では、「目に触れ残る資料」が必要ではないでしょうか。

(2) 裁判所に配布しているのであれば会報は格調の高い記事も必要と思います。

資料20-3

2022年(令和4年)4月15日

飯島 奈絵 先生

FAX 06-6201-0362

ご連絡(3)

大阪市北区西天満4丁目7番1号
北ビル1号館6階602号室
大阪共同法律事務所
弁護士 山下



冠省 要用のみにて失礼いたします。

1 広報の件

(1) 春秋会の常任幹事をしていた時、同じ常任幹事の木内道祥さんが1年間月報を作って配布しました。幹事会を中心にしたものですが。

(2) 季刊(3カ月に1回)報でも可ですので広報委員が工夫して横の連絡をしては。(みなさんインターネットを必ず見るのですか。年配の方はほとんど見ないのでは。)

(3) 木内さんが幹事会に出席されれば聞いてくださればと思います。

2022年 月 日

春秋会会員の皆様へ

春秋会幹事長 飯島奈絵

春秋会の委員会を覗いてみませんか？

「出来る範囲で楽しい委員会活動」で人脈ができます

- ・ 個人事件の法テラス宛書類の書き方等、事務所の期の離れた先生に聞きにくいことも、会派の期の近い先輩方に聞くことができた
- ・ 事務所をやめようか迷っていた時に、会派の上の先生が相談に乗ってくださった
- ・ 利益相反で受任できないからと会派の先輩から事件を回していただいた等の声を聴きます。

学園祭も阿波踊りも、模擬店を出す側、踊る側の方が楽しく、共にあれこれ動くことで信頼関係が出来、末永く付き合える友達が出来ますが、会派も委員会に入り、活動した方が楽しく、人脈が出来ます。

春を迎え、春秋会の4つの委員会（政策・研修・広報・親睦）は絶賛、委員募集中です。

2022年度の合言葉は「会派は出来る範囲で楽しく！」

打ち合わせはオンライン会議とMLなので、遅刻・早退・移動中の耳だけ参加も可能です。

1年間べったり活動する必要もなく、関心のある企画のみを担当でも構いません。「やる！」と言ったものの、仕事が忙しくなれば、早めに「ちょっと無理になった。ごめん。」と行ってください。早めに連絡し、チームで助け合うことも爽やかに楽しい活動の一場面です。（子育て中の女性会員が負担なく活動する大弁男女共同参画推進本部方式です）。

ちょっと覗いてみたけれど、忙しくなり、幽霊となった・・・で構いませんので、ひとまず、覗いていただけましたらと存じます（動かないと何も始まりません）。

2022年4月〇日までに覗いてみたい先のご希望を下記リンクに入力ください。お待ちしております！

X X X

お問合せ先：嘱託弁護士 小野宙（TEL xxx／E-mail: h-ono@aroma.ocn.ne.jp）